

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課・徴収関連事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幌延町は、地方税賦課・徴収関連事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生されるリスクを軽減されるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

幌延町長

## 公表日

平成27年2月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課・徴収関連事務
②事務の概要	<p>市町村は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税の調査に関する事務で取り扱う。</p> <p>地方税分野の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告及び届出等により、必要な情報を入手し課税情報を管理する。</p> <p>②地方税の賦課徴収のため、納税者の課税情報を確認する。</p> <p>③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤納税者の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>
③システムの名称	総合行政システム(個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・収納・宛名)申告支援システム、国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル(個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、収納、宛名)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条、別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幌延町会計課
②所属長	会計課長 飯田忠彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幌延町会計課財政グループ税務担当 住所:北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1 電話番号:01632-5-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幌延町会計課財政グループ税務担当 住所:北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1 電話番号:01632-5-1113

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

